

次世代育成対策推進法に基づく行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間：2021年6月1日～2026年5月31日までの5年間

目標①育児や介護、その他仕事と生活の両立に関する諸制度の周知

- ・社内掲示板等で、育児・介護休業等の諸制度や利用手順についての周知を行う。

目標②子が生まれる際の父親の休暇の取得の促進を図る

- ・社員が子（配偶者）の出生のため看護を必要な場合、所属長への申告で2日以内の有給休暇が取得できる。

目標③社員のワークライフバランスの支援として、育児・介護休業の取得促進、長時間労働の削減、有給休暇取得促進に努め、心身の健康を促進する

- ・仕事と育児の両立を支援するために勤務制度等の充実を図る。
- ・育児・介護休業等の諸制度や利用手順についての周知を行う。
- ・社員に年次有給休暇取得の奨励を行う。